

令和2年4月24日

豊前市監査委員 初山 吉治 様
豊前市監査委員 岡本 清靖 様

豊前市長 後藤 元秀
(上 下 水 道 課)

定期監査等の結果について(回答)

令和2年2月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 上下水道事業について

(1) 水道事業について

水道事業を取り巻く環境は、人口減少や工場用の水量減少、市民の節水意識の向上など料金収入の減少が見込まれる中で、配水管の老朽化等による修繕費の増加により、今後、より一層厳しい経営が続くものと思われる。

平成29年度に伊良原ダムが完成し、令和元年6月より京築地区水道企業団からの受水が始まった。新規事業者への給水が見込まれるものの、この受水については、余剰となるため、今後は、受水量の増加に対応した供給先の確保に努めると共に、水道企業団からの受水の適正量について検討されたい。

また、所管課は、これまで同様、良質で安定した水を継続して供給していくため、水道ビジョンに基づき平成31年度から10年間に取り組むべき施策を示した「豊前市水道事業経営戦略」に取り組みされているところであるが、今後も計画的な資金確保と効率的な事業運営に努められたい。

更に、水道料金の収入は、水道事業の根幹を成すものであることから、将来の豊前市を見据えたうえで、適正なインフラを整備し、持続可能な水道料金の算定を検討されたい。

【措置内容】

現在、し尿処理施設やバイオマス発電施設への供給増が見込めるものの、全体的な水需要は人口減の影響等により減少傾向にあり、老朽化する水道施設の更新対応等費用の増加が予想されています。

今後、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「豊前市水道事業経営戦略」に基づき、アセットマネジメントの導入等による経営基盤強化と財政マネジメント向上に取り組み、計画的な資金と効率的な事業運営を目指します。

また公営企業が料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としていることや経営戦略の目的として、将来にわたって安定的に必要な住民サービスの提供を維持することにあることから、料金（経費）回収率の向上、一般会計等からの繰出金の適正化、収支ギャップ・累積欠損金の解消等に努めます。

企業団からの受水量増に対応するため新規ユーザーの確保に向け、上水道普及率及び水洗化率向上の普及促進活動等の推進体制を拡充するとともに、適正な受水量についても今後の需給バランスを総合的に勘案し、定期的に企業団幹事会で協議致します。次に低廉で安全な水を安定的に供給するための公正妥当な水道料金の設定については、事業及び地域の現状と将来見通し等を踏まえ、水道サービスの継続と健全な経営の維持が可能となる水準の確保を目指します。料金改定に際しては住民・議会の理解と協力を得ることが不可欠であることから、現状分析や将来の見通し等を踏まえた経営状況等についての説明を十分に行い、慎重かつ適切に検討します。

(2) 公共下水道事業について

公共下水道事業を取り巻く環境は、し尿等前処理施設が公共下水道に接続されたため、処理水量の増加に伴う使用料の増加が見込まれるものの、耐用年数を経過した浄化センターの設備更新や下水道管の更新費用の増加など経営環境は、より一層厳しさを増すことが予想される。

また、平成 30 年度から農業集落排水施設事業会計が、公共下水道事業会計に統合され維持管理費の削減がなされたが、依然として一般会計から多額の補助金を繰入れしており厳しい経営を強いられている。

今後は更に、経営状況の的確な把握と効率的な事業運営に努め、内部統制の強化を図り、市民の期待に応えられるよう、安定的な経営に努められたい。

【措置内容】

公共下水道事業におきましては、地方公営企業法により経費負担の原則に基づき一般会計等において負担すべき経費を除いて、独立採算をもって行うこととなっています。この一般会計の負担すべき経費につきましては毎年総務省より繰入基準がしめされ、下水道事業においては現在全額繰入基準に基づく補助金となっています。

今後も財政部局と協議し繰入基準に基づく補助金については適正に補助することにより安定経営を図ります。また適正な経営を行い業務の効率化及び効率性等を確保するため、内部統制に係る推進体制の構築、リスクマネジメント、モニタリング等の強化を図ります。

(3) 未収金の削減について

上水道料金、下水道使用料及び下水道受益者負担金については、負担の公平性の見地からも納付の意識高揚に努め適正な負担を図り、滞納を発生させない徴収体制を強化する等未収金の削減に引き続き取り組まれたい。

また、令和 2 年 4 月 1 日施行の民法改正により短期消滅時効制度が廃止され、債権管理を見直す必要が生じている。債権管理条例の制定等、債権放棄に関する調査、情報収集を引き続き図られたい。

【措置内容】

水道料金は自力執行権がない私債権であり、下水道使用料は強制徴収公債権であり地方税の滞納処分の例により債権管理を適切に行うこととされています。今般の民法改正にも適切に対応するため、公債権、私債権の区分の明確化や各種債権の特殊性に応じた債権管理の事務要領を定めたマニュアルの策定などにより適切な債権保全を継続します。また未収金の早期回収、不良債権化の未然防止など適切な債権管理を図るために、全庁的な取り組みとして債権管理条例の制定に向けた働きかけを行います。

(4) 配水場運転管理業務等の民間委託について

所管課は、現在、検針・収納業務及び配水場運転管理業務、開閉栓業務等について民間委託しているが、業務の効率化が図られているか、施設の維持・管理が適切になされているか等、受託者に任せきりではなく委託者として適宜検証されたい。

また、災害時に給水対応等に支障が生じることのないよう早期の応援体制の確立に向けて十分に協議されたい。

更に、非常時における危機管理マニュアル等は適宜見直しを行い、様々な状況を想定して適切な対応がとれるよう努められたい。

【措置内容】

配水場運転管理業務につきましては、月1回、責任者との定例打合せ及び随時現地立会いをし、適切な管理運営がなされている確認を行っております。引き続き業務の効率化や施設の維持管理など進捗管理（モニタリング）と定期的な見直し（ローリング）を実施します。

また災害時及び非常時での水質事故対応マニュアル等、各種防災計画を作成しており、ライフラインの早期安定供給を実現します。各種マニュアルについてはご指摘のように適宜見直しを行います。

尚、災害時の対応につきましては、福岡県を通して各市町村の応援可能資材を共有しております。

2. 事務処理について

(1) 随意契約について

地方公共団体における契約の締結は、一般競争入札が原則であり、随意契約は施行令第167条の2第1項の各号に該当する場合に限って実施できるもので、いわば契約の例外的取扱である。

今回の監査では、決裁文書において契約方法の決定前（随意契約とする決裁前）に見積書の提出依頼の決裁をおこなっているものや随意契約理由の不明確なものが見受けられた。

今後は、施行令第167条の2第1項第1号から第9号までの法的根拠と随意契約を行う客観的理由を起案文章に明確に記載されるよう努められたい。

【措置内容】

今後は豊前市随意契約ガイドラインに則り、法的根拠を明確に記載します。

(2) 契約保証金免除について

今回の監査では、委託契約書において契約保証金を免除する場合の免除条項の記載のないものが見受けられた。

契約保証金を免除する場合においては、財務規則第 116 条各号いずれかの要件を満たすものであることを書面等で確認し、その該当条項を契約書において明確にしておく必要がある。

また、契約保証金は契約上の義務の履行を確保するために徴する担保という性質を有していることから、契約保証金又はこれに代わる担保が納付又は提供されない場合は、財務規則第 118 条に規定されている損害を補償させる措置である違約金条項を設ける必要があると思われる。適正な事務処理となるよう必要な措置を講じられたい。

【措置内容】

契約保証金免除については契約書及び関係書類の確認を徹底し、契約保証金免除条項に関する記載漏れのないように適切な事務処理を行います。

(3) 長期継続契約について

長期継続契約とは、法第 234 条の 3 の規定に基づき条例で定めたものについて債務負担行為を設定しなくても複数年契約を締結することができるものである。

今回の監査では、プリンター及びパソコン機器のリース契約において賃貸借期間が 5 年間の長期継続契約であるが、長期継続契約の運用要領によらない契約内容が見受けられた。

また、水道料金システム賃貸借契約書に記載されている長期継続契約の根拠法令が不適切であるため改善されたい。長期継続契約は、予算の単年度主義の特例であることから決裁文書及び契約書の記載に不備のないよう十分注意されたい。

【措置内容】

ご指摘の不適切な根拠法令が記載の当該契約書につきましては、適切な根拠法令に改めました。また長期継続契約を実施する場合は指摘事項に十分留意し事務処理を行います。

3. 財政状況の公表について

地方自治法第 233 条第 6 項及び同法第 243 条の 3 第 1 項の規定により市の一般会計、特別会計、公営企業会計の決算の概要及び財政の現状等を令和元年 11 月号の市報により公表しているが、公営企業会計の決算の概要は市民にとってわかりにくいため、貸借対照表等を用い、他自治体の公表内容を参考にしてわかりやすい方法で公表されたい。

【措置内容】

令和 2 年 11 月号市報に掲載予定の令和元年度公営企業決算に係る公表書類につきましては、貸借対照表や損益計算書等を用いて表示する方法に改めることとします。

4. 合併処理浄化槽設置整備事業補助金の実績報告書について

補助金交付要綱において、事業完了後 1 月以内又は当該年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出するよう規定しているが、補助金交付決定通知書には、「3 月 27 日までに補助事業を完了しなければならない。」と記載されていた。日付が矛盾しており不適切な事務が認められたため改善されたい。

また、浄化槽工事チェックリストの確認日、誓約書や登録浄化槽管理票(C票)の日付の記載漏れ等が見受けられたため適正な事務処理に努められたい。

更に、補助金交付決定通知書において実績報告を提出する際の添付書類が記載されているが、補助金交付要綱に規定されている添付書類の内容と一部相違するものが見受けられたので要綱の見直しを検討されたい。

今後は、申請者から実績報告書が提出された際に、事業の履行状況等を確認し、事業の内容、目的に関する審査が行われ、事業の成果が補助金交付決定の内容及び条件に適合するよう、実績報告書の精査をされたい。

【措置内容】

ご指摘の内容につきましては、「豊前市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」に則り、適切に実績報告書その他関係書類を提出するよう、記載方法、提出時期等改めて関係者に周知徹底を図り、交付決定内容との相違や記入漏れ等齟齬のないように留意致します。

5. 備品台帳の整備について

今回の監査では、備品台帳に平成 27 年 6 月に購入した水道検針用ハンディターミナル 6 台が記載されていなかったため、早急に備品台帳を整備されたい。

今後は、備品を購入する際、また廃棄する際は必ず台帳に記載し、定期的に現品と照合する等の点検が必要である。備品の管理が軽視されないことがないよう、より一層効果的な財産の管理に努められたい。

【措置内容】

ご指摘の記載漏れの当該備品につきましては、現品を確認し備品台帳に記載しました。今後は定期的に現品と台帳との照合を行い、課共有で備品台帳を整備・保管します。